

平成 21 年 1-3 月期『民間企業資本ストック速報』における除却額の推計方法の変更について
(「リース業」、「その他の物品賃貸業」及び「陸運業」の除却額の推計方法変更)

平成 21 年 10 月 16 日
経済社会総合研究所
国民経済計算部

1. 「リース業」及び「その他の物品賃貸業」の変更

除却額の基礎統計として『四半期別法人企業統計調査』(財務省)(以下『季報』という)のその他の有形固定資産(当期末減失固定資産)の系列を利用している。平成 21 年 6 月 4 日に公表された『季報』(平成 21 年 1-3 月期調査)の「リース業」および「その他の物品賃貸業」のデータにおいて、過去の動向から考えると前期末値と当期末値の間に非連続性が認められる。

これは、平成 19 年 3 月に改正された「リース取引に関する会計基準」の適用の影響(過去から持っているリース資産の平成 20 年 4 月 1 日以降における流動資産への振り替え)があると考えられるが、この流動資産の振り替えは実際の売却減失ではないので、前期同様にこの影響を取り除く為、当面の間の措置(平成 20 年 4-6 月期より措置)として、以下の方法により調整を行っている。

(処理の対象となるデータ:『季報』(平成 21 年 1-3 月期調査)より抜粋)

その他の有形固定資産(当期末減失固定資産)/リース業/全規模

その他の有形固定資産(当期末減失固定資産)/その他の物品賃貸業/全規模

平成 21 年 1-3 月期 「リース業(全規模)」784,685 百万円

「その他の物品賃貸業(全規模)」25,056 百万円 (参考参照)

(推計方法の変更)

平成 21 年 1-3 月期のその他の有形固定資産(当期末減失固定資産)の件に関し、次の推計方法の変更を行う。

【変更前】

「サービス業(全規模)」のその他の有形固定資産(当期末減失固定資産)の額を使用。

【変更後】

「リース業(全規模)」及び「その他の物品賃貸業(全規模)」について、その他の有形固定資産(当期末減失固定資産)の過去 4 四半期(平成 20 年 1-3 月期の実数値と 4-6 月期から 10-12 月期の補正值)の平均値と今期(平成 21 年 1-3 月期)の実数の差を、「リース取引に関する会計基準」の適用の影響とみなすこととし、今期「サービス業」実額から控除する。(平成 20 年 10-12 月期と同様)

(参考) 『四半期別法人企業統計調査(平成21年1～3月期)』

(平成21年6月4日公表)

(単位: 百万円)

調査項目	その他の有形固定資産 (当期末減失固定資産)	その他の有形固定資産 (当期末減失固定資産)
業種	リース業	その他の物品賃貸業
規模	全規模	全規模
2004年 4 - 6月	233,302	33,146
7 - 9月	293,220	35,560
10 -12月	245,381	41,480
2005年 1 - 3月	394,160	29,486
4 - 6月	497,682	25,190
7 - 9月	313,829	14,723
10 -12月	430,974	28,597
2006年 1 - 3月	716,898	17,734
4 - 6月	274,873	26,495
7 - 9月	425,383	27,113
10 -12月	491,770	48,575
2007年 1 - 3月	669,844	74,769
4 - 6月	150,256	17,560
7 - 9月	261,457	25,865
10 -12月	208,422	35,367
2008年 1 - 3月	312,297	27,459
4 - 6月	9,296,788	893,637
7 - 9月	1,384,830	52,996
10 -12月	573,652	70,564
2009年 1 - 3月	784,685	25,056

2. 「陸運業」の変更

平成21年1-3月期の「陸運業」のデータにおいて、過去の動向から考えると前期末値と当期末値の間に非連続性が認められるため、調整処理として以下のような推計方法の変更を行う。

(処理の対象となるデータ : 「法人企業統計調査」より抜粋)

平成21年1-3月期

その他の固定資産(当期末減失固定資産) / 陸運業 / 資本金1億-10億円未満

平成20年10-12月期 11,034百万円

平成21年1-3月期 999,043百万円

(推計方法の変更)

平成21年1-3月期のその他の固定資産(当期末減失固定資産)(陸運業)に関し、次の推計方法の変更を行う。

【変更前】

陸運業(全規模)のその他の有形固定資産(当期末減失固定資産)の額を使用。

【変更後】

陸運業(1億-10億円未満)の1-3月期の値を同(5千万-1億円)の1-3月期の前年比を用いる等して、陸運業(1-10億円)の1-3月期の値を推計する。

(参考)

民間企業資本ストック速報における除却額の推計方法は、「民間企業資本ストック年報 推計方法の概要」(内閣府ホームページで公開)を参照。

<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/toukei.html#s-kakuho>